



福岡医発第 1625 号 (地)
令和 3 年 9 月 2 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 55)

今般、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について、別紙のとおり厚生労働省より取扱いが示された旨、日本医師会より通知がありましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の取扱いは、

- ①入院外患者に一時的に酸素投与等の対応を行う施設 (入院待機施設) や、新型コロナウイルス感染症患者に係る宿泊療養施設に職員を派遣した保険医療機関等について、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 26)」の 1 (2) ①イ「アに該当する医療機関等に職員を派遣した保険医療機関等」に該当するか、
- ②新型コロナウイルス感染症患者に係る宿泊療養施設等において療養している患者について、往診に係る調整等を保健所、都道府県、市町村又は医師会が実施した場合の往診料の取扱い

について示されております。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

問 1 「入院外患者に一時的に酸素投与等の対応を行う施設 (入院待機施設) の整備について」(令和 3 年 8 月 25 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡) に示される入院待機施設や、新型コロナウイルス感染症患者に係る宿泊療養施設に職員を派遣した保険医療機関等について、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 26)」(令和 2 年 8 月 31 日厚生労働省保険局医療課事務連絡) の 1 (2) ①イ「アに該当する医療機関等に職員を派遣した保険医療機関等」に該当すると考えてよいか。

(答) よい。

問 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号) 第 44 条の 3 第 2 項の規定に基づき、宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当

する場所から外出しないことを求められている者であって、新型コロナウイルス感染症患者に係る宿泊療養施設等において療養している患者について、

①当該宿泊施設等における往診に係る調整等を保健所、都道府県、市町村又は医師会が実施し、

②往診を担当する保険医療機関の保険医が当該患者の診療の求めがあることを確認し、

③当該保険医が診療の必要性を認めこれを実施した場合に、
往診料は算定できるか。

(答) 算定可。

以上

(保 137)

令和3年8月27日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その55)

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について、添付資料のとおり厚生労働省より取扱いが示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の取扱いは、

- ① 入院外患者に一時的に酸素投与等の対応を行う施設（入院待機施設）や、新型コロナウイルス感染症患者に係る宿泊療養施設に職員を派遣した保険医療機関等について、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その26）」の1（2）①イ「アに該当する医療機関等に職員を派遣した保険医療機関等」に該当するか、
- ② 新型コロナウイルス感染症患者に係る宿泊療養施設等において療養している患者について、往診に係る調整等を保健所、都道府県、市町村又は医師会が実施した場合の往診料の取扱い

について示されております。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 55)
(令 3.8.26 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 26 日

地方厚生（支）局医療課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その55）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について別添のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関等に対し周知徹底を図られたい。

以上

(別添)

問1 「入院外患者に一時的に酸素投与等の対応を行う施設（入院待機施設）の整備について」（令和3年8月25日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に示される入院待機施設や、新型コロナウイルス感染症患者に係る宿泊療養施設に職員を派遣した保険医療機関等について、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その26）」（令和2年8月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の1（2）①イ「アに該当する医療機関等に職員を派遣した保険医療機関等」に該当すると考えてよいか。

（答）よい。

問2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第2項の規定に基づき、宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことを求められている者であって、新型コロナウイルス感染症患者に係る宿泊療養施設等において療養している患者について、

- ① 当該宿泊施設等における往診に係る調整等を保健所、都道府県、市町村又は医師会が実施し、
- ② 往診を担当する保険医療機関の保険医が当該患者の診療の求めがあることを確認し、
- ③ 当該保険医が診療の必要性を認めこれを実施した場合に、往診料は算定できるか。

（答）算定可。